

(証券コード9507)

2019年6月4日

株 主 各 位

香川県高松市丸の内2番5号

四 国 電 力 株 式 会 社

取締役会長 千 葉 昭

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、2019年6月25日（火）午後5時20分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載された〈議決権行使コード〉、〈パスワード〉をご利用になり、議決権行使サイト〈<https://www.web54.net>〉にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」（31ページ）を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水） 午前10時
2. 場 所 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

(1)

3. 目的事項

報告事項

第1項 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告，連結計算書類および計算書類報告の件

第2項 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 吸収分割契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

第6号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

〈株主提案（第7号議案から第10号議案まで）〉

第7号議案 取締役解任の件

第8号議案 定款一部変更の件(1)

第9号議案 定款一部変更の件(2)

第10号議案 定款一部変更の件(3)

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 電磁的方法により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- (2) 書面と電磁的方法により，二重に議決権を行使された場合は，電磁的方法によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は，お手数ながら，同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお，代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は，法令および定款第15条の規定に基づき，提供書類のうち，次に掲げる事項を，インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yonden.co.jp/>）に掲載しておりますので，株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお，これらの事項につきましては，監査等委員会が監査報告書を，会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した対象の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yonden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

第1号議案から第6号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主還元の方針として、安定的な配当の実施を基本とし、業績水準や財務状況、中長期的な事業環境などを総合的に勘案して判断していくこととしております。

当期の期末配当につきましては、株主還元の方針に則り、当期の業績水準および財務状況などを踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
総額3,113,229,690円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり30円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、2015年6月の改正電気事業法において、送配電事業の一層の中立性確保を目的に義務付けられた、2020年4月の送配電事業の法的分離に適切に対応するため、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業等を、当社の完全子会社である四国電力送配電株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施することとし、2019年4月26日に、同社との間で吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

四国電力株式会社（以下「甲」という。）と四国電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件分割により、甲が営む一般送配電事業およびこれに附帯関連する事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号および住所）

第2条 本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社）
商号：四国電力株式会社
住所：香川県高松市丸の内2番5号
- (2) 乙（吸収分割承継会社）
商号：四国電力送配電株式会社
住所：香川県高松市丸の内2番5号

（効力発生日）

第3条 本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(承継する権利義務等)

第4条 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

(本件分割の対価)

第5条 乙は、本件分割に際して普通株式424万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

(乙の資本金および準備金の額)

第6条 本件分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金79億9,500万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金19億9,500万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

(株主総会の承認)

第7条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約および本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

(競業避止義務)

第8条 甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

(本契約の変更・解除)

第9条 本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、または法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

以上，本契約締結の証として本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各1通を保有する。

2019年4月26日

甲 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇人 ㊟

乙 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫 ㊟

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

- ①本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産
- ②本件事業が主として利用している有形固定資産および無形固定資産
- ③本件事業のために設定されている地役権の要役地
- ④株式会社よんでんプラスの株式235株

(2) 流動資産

本件事業に属する現金および預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産（ただし、法令上承継できない流動資産を除く。）

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債（ただし、社債および借入金を除く。）

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、諸前受金その他の流動負債（ただし、社債および借入金に関する流動負債ならびに法令上承継できない流動負債を除く。）

3. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している従業員で、本件事業に従事している者（社員に区分される事務系従業員、および将来的に主として本件事業以外の事業に従事することを予定している者で甲と当該従業員との間で乙に承継されないことを合意した者を除く。）および本件事業に従事していないが、将来的に主として本件事業に従事することを予定している者で甲と当該従業員との間で乙に承継されることを合意した者に係る雇用契約上の地位およびこれに付随する権利義務

4. 承継する契約上の地位および権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1および2により乙に承継される資産または債務に係る契約におけるものを含む。）。ただし、上記1および2により乙に承継されない資産または債務に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式424万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の完全子会社であり、本件分割により吸収分割承継会社が発行する全株式を当社に割当て交付するため、当社と吸収分割承継会社で協議し、割り当てる株式数を決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資 本 金	7,995百万円
資本準備金	1,995百万円
利益準備金	0円

4. 吸収分割承継会社の成立の日（2019年4月1日現在）における貸借対照表の内容

貸借対照表
(2019年4月1日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資 産 合 計	10	負債純資産合計	10

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化をはかるとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社は、経営における監督と執行の役割について一層の明確化をはかるとともに、業務執行機能の強化をねらいとして、本年6月26日付で、役付取締役としての副社長および常務取締役を廃止し、社長および業務執行を担う取締役が役付執行役員を兼務するよう、役付取締役および執行役員制度の見直しを行うことといたしたいと存じます。つきましては、この見直しに伴い、現行定款第28条（役付取締役及び代表取締役）および第29条（役付取締役の業務執行）について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目 的）</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <p>(2) 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電気の効率利用に資する設備の製造、販売、賃貸、設置、運転及び保守</p> <p>(3) 蒸気、温水、冷水その他の熱供給に関する事業</p> <p>(4) ガス供給事業</p> <p>(5) エネルギー資源の開発、販売及び輸送</p>	<p>（目 的）</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(16)（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(6) 電気通信事業</p> <p>(7) 情報処理サービス及び情報提供サービス並びにソフトウェアの開発及び販売</p> <p>(8) 情報通信機器の販売及び賃貸</p> <p>(9) 放送事業</p> <p>(10) 上下水道事業の企画及び運営並びに上下水道施設の運転及び維持管理</p> <p>(11) 不動産の売買, 賃貸及び管理</p> <p>(12) 石炭灰等の電力副産物及びそれを原材料とする製品の製造及び販売</p> <p>(13) 電気工事, 電気通信工事, 土木建築工事その他の建設工事の設計, 施工及び監理</p> <p>(14) 広告業</p> <p>(15) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(16) 介護サービス事業 (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p><u>(17)</u> 金融業</p> <p><u>(18)</u> 前各号及び環境保全に関する調査・研究, エンジニアリング, コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売</p> <p><u>(19)</u> 経営上必要と認める他の会社への投資</p> <p><u>(20)</u> 前各号に附帯関連する事業</p>	<p><u>(17)</u> 家事代行及びハウスクリーニングの受託</p> <p><u>(18)</u> 農産物の生産, 加工, 販売, 輸出及び輸入</p> <p><u>(19)</u> 観光及び旅行の支援に関するサービスの提供</p> <p><u>(20)</u> 金融業</p> <p><u>(21)</u> 前各号及び環境保全に関する調査・研究, エンジニアリング, コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売</p> <p><u>(22)</u> 経営上必要と認める他の会社への投資</p> <p><u>(23)</u> 前各号に附帯関連する事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第28条 取締役会の決議により、社長1名を置き、 なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。</p> <p>3 前項のほか、必要に応じ、<u>常務取締役の中から、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を定めることができる。</u></p> <p><u>(役付取締役の業務執行)</u></p> <p>第29条 社長は、取締役会の決議に従って本会社の業務を統轄する。</p> <p>2 <u>副社長及び常務取締役は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</p>	<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第28条 取締役会の決議により、社長1名を置き、 なお<u>必要に応じてその他の役付取締役若干名</u>を置くことができる。</p> <p>2 社長は、<u>本会社を代表する。</u></p> <p>3 前項のほか、<u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>会社を代表すべき取締役を定めることができる。</u></p> <p><u>(社長の業務統轄)</u></p> <p>第29条 (第1項現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>2 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、すべての候補者について妥当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 氏名 番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	きえき はやと 佐伯 勇人 再任	取締役社長
2	ながい けいすけ 長井 啓介 再任	取締役副社長 総合企画室長，再生可能エネルギー部・需給運用部・情報システム部担当
3	まなべ のぶひこ 真鍋 信彦 再任	取締役副社長 火力本部長
4	よこい いくお 横井 郁夫 再任	常務取締役 送配電カンパニー社長
5	やまだ けんじ 山田 研二 再任	常務取締役 原子力本部副本部長，土木建築部担当
6	しらい ひさし 白井 久司 再任	常務取締役 経理部・資材部担当
7	にしぎさ あきふみ 西崎 明文 再任	常務取締役 秘書部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
8	こばやし いさお 小林 功 再任	常務取締役 広報部・総務部・立地部担当
9	やまさき たつせい 山崎 達成 新任	常務執行役員 営業推進本部副本部長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	さ えき はや と 佐伯 勇 人 (1954年 7月25日) 再 任	1977年 4月 当社に入社 2013年 6月 当社常務取締役役広報部・総務部・立地部・東京支社担当 2015年 6月 四国生産性本部会長 現在に至る。 2015年 6月 当社取締役社長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国生産性本部会長	27, 313株
【取締役候補者とした理由】 ・佐伯勇人氏は、豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2013年6月に常務取締役に、2015年6月に取締役社長に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
2	な が い けい すけ 長井 啓 介 (1957年 2月11日) 再 任	1981年 4月 当社に入社 2013年 6月 当社常務執行役員総合企画室経営企画部長 2015年 6月 当社常務取締役総合企画室長 2017年 6月 当社取締役副社長総合企画室長, 情報通信部担当 2018年 4月 当社取締役副社長総合企画室長, 再生可能エネルギー部・需給運用部・ 情報システム部担当 現在に至る。	15, 506株
【取締役候補者とした理由】 ・長井啓介氏は、経営企画部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2015年6月に常務取締役に、2017年6月に取締役副社長に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	まなべ のぶ ひこ 真鍋信彦 (1955年6月23日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1978年4月 当社に入社 2013年6月 当社執行役員火力本部火力部長 2015年6月 当社常務執行役員火力本部副本部長 火力部長 2016年6月 当社常務執行役員火力本部副本部長 火力部担任 2017年6月 当社常務取締役火力本部長 2018年6月 当社取締役副社長火力本部長 現在に至る。	11,013株
【取締役候補者とした理由】 ・真鍋信彦氏は、火力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2017年6月に常務取締役に、2018年6月に取締役副社長に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
4	よこい いく お 横井郁夫 (1958年3月24日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1982年4月 当社に入社 2013年6月 当社執行役員東京支社長 2015年6月 当社常務取締役電力輸送本部長 2015年6月 株式会社四電工取締役 現在に至る。 2018年4月 当社常務取締役送配電カンパニー社長 現在に至る。 2019年4月 四国電力送配電株式会社取締役社長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国電力送配電株式会社取締役社長 ・株式会社四電工取締役	16,515株
【取締役候補者とした理由】 ・横井郁夫氏は、東京支社長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2015年6月に常務取締役に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
5	やま だ けん じ 二 山 田 研 二 (1956年2月24日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1980年4月 当社に入社 2013年6月 当社常務執行役員原子力本部原子力部長 2015年6月 当社常務執行役員原子力本部原子力部担任 2016年6月 当社常務取締役原子力本部副本部長 2016年6月 四国計測工業株式会社取締役 現在に至る。 2016年6月 四電エンジニアリング株式会社取締役 現在に至る。 2017年6月 当社常務取締役原子力本部副本部長, 土木建築部担当 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国計測工業株式会社取締役 ・四電エンジニアリング株式会社取締役	8,898株
【取締役候補者とした理由】 ・山田研二氏は、原子力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2016年6月に常務取締役に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
6	しら い ひさ し 白 井 久 司 (1958年10月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1981年4月 当社に入社 2012年6月 当社執行役員経理部長 2015年6月 当社常務執行役員経理部長 2016年6月 当社常務執行役員経理部担任 2017年6月 当社常務取締役経理部・資材部担当 現在に至る。 2017年6月 株式会社S T N e t 取締役 現在に至る。 2017年6月 坂出L N G株式会社監査役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社S T N e t 取締役 ・坂出L N G株式会社監査役	6,870株
【取締役候補者とした理由】 ・白井久司氏は、経理部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2017年6月に常務取締役に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
7	にし ぎき あき ふみ 西 崎 明 文 (1957年2月5日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1980年4月 当社に入社 2013年6月 当社執行役員広報部長 2015年6月 当社執行役員東京支社長 2016年6月 当社常務執行役員東京支社長 2018年6月 当社常務取締役秘書部・人事労務部・ 総合研修所・総合健康開発センター・ 東京支社担当 現在に至る。 2018年6月 四電エンジニアリング株式会社監査役 現在に至る。 2018年6月 四電ビジネス株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四電エンジニアリング株式会社監査役 ・四電ビジネス株式会社取締役	4,516株
【取締役候補者とした理由】 ・西崎明文氏は、広報部長や東京支社長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2018年6月に常務取締役に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
8	こばやし いさお 小林 功 (1958年4月7日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1982年4月 当社に入社 2013年10月 当社執行役員総合企画室経営企画部部長 (企画・経営管理担当) 兼 経営体質強化プロジェクトチーム統括部長 2015年3月 当社執行役員総合企画室経営企画部部長 (企画・経営管理担当) 兼 経営改革プロジェクトチーム統括部長 2015年6月 当社執行役員総合企画室経営企画部部長 2016年6月 当社常務執行役員総合企画室経営企画部部長 2018年6月 当社常務取締役広報部・総務部・立地部担当 現在に至る。 2018年6月 坂出LNG株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・坂出LNG株式会社取締役	3,832株
【取締役候補者とした理由】 ・小林功氏は、経営企画部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2018年6月に常務取締役に就任し、経営手腕を発揮してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
9	やま さき たつ せい 山崎 達成 (1960年10月14日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	1984年4月 当社に入社 2009年6月 当社総合企画室事業企画部 新規事業グループリーダー 2014年6月 当社総合企画室事業企画部長 2016年6月 当社執行役員高知支店長 2018年4月 当社執行役員営業推進本部副本部長 2018年6月 当社常務執行役員営業推進本部副本部長 現在に至る。	1,306株
【取締役候補者とした理由】 ・山崎達成氏は、高知支店長や営業推進本部副本部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、経営手腕の発揮が期待できることから、候補者としたものであります。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役渡邊智樹氏が2018年10月31日に辞任し、また、現在の監査等委員である取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	あらい ひろし 新井 裕史 <input type="checkbox"/> 再任	取締役監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長
2	かわはら ひろし 川原 央 <input type="checkbox"/> 新任	常務執行役員 送配電カンパニー社長補佐 企画部・送変電部担当
3	もりた こうじ 森田 浩治 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
4	いはら みちよ 井原 理代 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
5	たけうち かつゆき 竹内 克之 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
6	かがわ りょうへい 香川 亮平 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	あら い ひろ し 新井裕史 (1954年3月1日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1976年4月 当社に入社 2011年6月 当社常務取締役経理部・資材部担当 2015年6月 当社取締役副社長経理部・資材部担当 2017年6月 当社取締役監査等委員 監査等委員会委員長 現在に至る。 2017年6月 四電エンジニアリング株式会社監査役 現在に至る。 2017年6月 株式会社S T N e t 監査役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社S T N e t 監査役 ・四電エンジニアリング株式会社監査役	20,796株
【取締役候補者とした理由】 ・新井裕史氏は、経理部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通し、2017年6月に取締役監査等委員に就任し、取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
2	かわ はら ひろし 川原央 (1957年9月12日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	1980年4月 当社に入社 2011年6月 当社電力輸送本部系統運用部部长兼 調査グループリーダー 2013年6月 当社電力輸送本部送変電部長 2015年6月 当社執行役員電力輸送本部送変電部長 2016年6月 当社常務執行役員電力輸送本部副本部長 送変電部長 2017年6月 当社常務執行役員電力輸送本部副本部長 送変電部担任 2018年4月 当社常務執行役員送配電カンパニー社長補佐 企画部・送変電部担当 現在に至る。	8,664株
【取締役候補者とした理由】 ・川原央氏は、系統運用部部长や送変電部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通し、取締役の職務執行状況等の適切な監査が期待できることから、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	<p>もり た こう じ 森田 浩 治 (1943年 4月 2日)</p> <p>再 任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p>	<p>2005年 6月 株式会社伊予銀行取締役頭取 2012年 6月 同社取締役会長 2014年 6月 当社監査役 2015年 6月 株式会社伊予銀行取締役相談役 2017年 6月 当社取締役監査等委員 現在に至る。 2017年 6月 株式会社伊予銀行相談役 現在に至る。</p> <p>[重要な兼職の状況] ・株式会社伊予銀行相談役</p>	4, 158株
	<p>【社外取締役候補者とした理由等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森田浩治氏は、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、2014年6月に監査役に、2017年6月に取締役監査等委員に就任し、経営の専門家として、当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べてきたこと、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたことから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。 ・同氏が株式会社伊予銀行の取締役として在任中の2014年11月に、同社の元取締役が法令等に反し同社の取引先から個人的な金銭の借入や預かりを行っていた事実が判明しました。なお、同社は、当該事実の判明後、再発防止に向けて内部管理体制のさらなる強化を行い、コンプライアンスの徹底をはかっております。 ・同氏は、現在、当社の取締役監査等委員（社外取締役）であり、取締役監査等委員（社外取締役）に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、取締役監査等委員（社外取締役）への就任前に、社外監査役として3年在任しております。 		
	<p>【取締役会および監査等委員会への出席状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度開催の取締役会11回、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	い はら みち よ 井 原 理 代 (1945年8月8日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員候補者</div>	1985年11月 香川大学経済学部教授 2002年4月 同 経済学部長 2004年4月 同 大学院地域マネジメント研究科教授・ 研究科長 2007年12月 日本放送協会経営委員 2008年4月 同 経営委員兼監査委員 2009年4月 同 経営委員兼監査委員 (常勤) (2013年12月退任) 2009年4月 香川大学名誉教授 現在に至る。 2014年4月 高松大学経営学部教授 2014年6月 当社取締役 2015年6月 株式会社百十四銀行取締役 2017年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る。 2017年6月 株式会社百十四銀行取締役監査等委員 現在に至る。 2019年4月 高松大学経営学部客員教授 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社百十四銀行取締役監査等委員 (社外取締役)	2,079株
【社外取締役候補者とした理由等】 <ul style="list-style-type: none"> ・井原理代氏は、大学教授としての専門的な知識と幅広い経験に加え、日本放送協会の経営に携わった経験を有しており、2014年6月に取締役に、2017年6月に取締役監査等委員に就任し、当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べてきたこと、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたことから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。 ・同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。 ・同氏は、当社の特定関係事業者(株式会社四電工)の常務取締役の三親等の親族であります。 ・同氏は、現在、当社の取締役監査等委員(社外取締役)であり、取締役監査等委員(社外取締役)に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、取締役監査等委員(社外取締役)就任前に、社外取締役として3年在任しております。 			
【取締役会および監査等委員会への出席状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度開催の取締役会11回、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	たけ うち かつ ゆき 竹内克之 (1945年6月16日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員候補者</div>	1995年6月 旭食品株式会社取締役社長 2004年4月 同社取締役会長 2015年6月 当社監査役 2016年4月 旭食品株式会社取締役相談役 2016年6月 同社相談役 現在に至る。 2017年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・旭食品株式会社相談役	6,912株
<p>【社外取締役候補者とした理由等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹内克之氏は、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、2015年6月に監査役に、2017年6月に取締役監査等委員に就任し、経営の専門家として、当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べてきたこと、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたことから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。 ・同氏は、現在、当社の取締役監査等委員（社外取締役）であり、取締役監査等委員（社外取締役）に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、取締役監査等委員（社外取締役）就任前に、社外監査役として2年在任しております。 <p>【取締役会および監査等委員会への出席状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度開催の取締役会11回、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	か がわ りょう へい 香 川 亮 平 (1958年11月21日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立役員候補者</div>	2016年4月 株式会社百十四銀行取締役専務執行役員 2019年4月 同社取締役専務執行役員兼CCO(注) 現在に至る。 (注) コンプライアンス最高責任者 [重要な兼職の状況] ・株式会社百十四銀行取締役専務執行役員兼CCO	0株
【社外取締役候補者とした理由等】 <ul style="list-style-type: none"> ・香川亮平氏は、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。 ・同氏は、現在、当社の子会社（四国航空株式会社）の業務執行取締役でない取締役であります。 			

- (注) 1. 当社は、森田浩治氏が相談役を務める株式会社伊予銀行、竹内克之氏が相談役を務める旭食品株式会社および香川亮平氏が取締役専務執行役員兼CCOを務める株式会社百十四銀行との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の2018年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社伊予銀行および株式会社百十四銀行との間に資金の借入等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、森田浩治氏、井原理代氏および竹内克之氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において各氏の選任をご承認いただいた場合、当社は各氏との契約を継続する予定であります。
3. 当社は、本議案において香川亮平氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 森田浩治氏、井原理代氏、竹内克之氏および香川亮平氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

第6号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において「取締役」といいます。）を対象に新たな株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入し、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（月額38百万円以内）とは別枠として、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、妥当である旨の意見を得ております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役が株主の皆さまと企業価値を共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。本制度に係る報酬等の額および本制度の運用における詳細につきましては、下記「2. 本制度の概要」の枠内で、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名となります。

また、本議案の承認可決を条件として、当社の取締役を兼務しない役付執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(1) 信託金額（当社が拠出する金員の上限）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金員を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（本年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、160百万円を上限とした金員を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、160百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、160百万円を上限とします。

(2) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(1)により拠出された金員を原資として、取引所を通じた方法または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、15万株を上限として取得するものとします。

(3) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、役員株式給付規程に基づき、役位に応じて一定数のポイントが付与されるものとし、取締役に付与される1年当たりのポイント数の合計は、5万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記(4)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

下記(4)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします。

(4) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める要件を満たした場合、当該取締役は、原則として上記(3)に記載するところに従って定められるポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、ポイント数のうち一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式については、当社経営への中立性を確保するため、議決権は行使されないものとします。

〈株主提案（第7号議案から第10号議案まで）〉

第7号議案から第10号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（133名）の議決権の数は、1,342個であります。

第7号議案 取締役解任の件

◆議案内容

再生可能エネルギーへシフトする世界の潮流を軽視し、伊方3号機の再稼働という、将来性がない、財務上のリスクも大きい誤った判断を下した責任者である、取締役会長千葉昭氏、取締役社長佐伯勇人氏、及び、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための助言や監督等、社外取締役として期待される役割・責務を怠った、森田浩治氏、井原理代氏、竹内克之氏の解任を議決する。

◆提案理由

当社は「徹底した事業効率の改善」を名目に、伊方3号機の再稼働を決定しました。しかしながら、1900億円を費やした安全対策費は、頻発する災害の対応等も含めると上振れする可能性が高く、原子力発電の要となる核燃料サイクルは、既に破綻しています。このような状況で使用済燃料を増やすことは、再処理費用を増加させ問題を先送りするだけです。更に、訴訟リスク、事故時の損害賠償リスクも考えると再稼働という選択は取りえません。伊方3号機は稼働から24年が経過し、近い将来確実に廃炉を余儀なくされます。廃炉費用は約400億円程度。現在再生可能エネルギーのコストは急激に下落し、安全対策費の1900億円があれば3号機と同等の出力を持つ風力発電を設置できる時代が来ています。

3号機を廃炉にし、再生可能エネルギーへ舵を切るのは今なのです。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案において解任の対象とされている取締役は、他の取締役とともに、経営上の諸課題に対して真摯に取り組み、法令および定款に従い、取締役としての職務を忠実に遂行しております。

したがって、解任すべき理由はなく、本提案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更の件(1)

◆議案内容

第1章の総則(目的)第2条と第3条の間に、以下の通り、第2条の2を追加する。

第2条の2 本会社が行う発電事業において、再生可能エネルギーの拡大に努め、太陽光発電等事業者への出力抑制は行わない。

◆提案理由

2018年9月25日、広島高裁は「阿蘇山の破局的噴火による原発の危険性について国民の大多数は格別に問題にしていない」という「社会通念」を基に、伊方原発3号機の再稼働を容認しました。しかし直近の各社世論調査では、大半が原発再稼働に反対しており、その背景にある「原発は危険」で、「想定を超える自然災害は何時でも何処でも起こる」という危機感こそ、福島大惨事以降の社会通念ではないでしょうか。一方、先に原発再稼働を進めた九州電力では、同年10月以降、供給過剰を理由に太陽光発電事業者への出力抑制を行っています。本会社でも同年5月に需要の8割を太陽光発電が担ったこともあり、同様の出力抑制が予測されます。こうした動きは、この間の官民挙げての原発輸出が総崩れになった通り、今や斜陽産業と化した原発と心中するかの如き愚策に他なりません。本会社は、今こそ再生可能エネルギーの拡大に努めましょう。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、従来から、太陽光をはじめ、木質バイオマス燃料の活用や水力発電所の出力増強など、再生可能エネルギーの活用を進めてまいりました。さらに、国の固定価格買取制度の施行を契機とした、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの増加に対して、当社は、既存の送電系統や調整力電源を最大限に活用し、その受け入れにも努めてまいりました。この結果、四国地域における再生可能エネルギーの導入量は高い水準に達しております。

電力系統につきましては、常に需要と供給を一致させる必要があります。このバランスが崩れると大規模な停電が生じるおそれがあります。このため、電力の供給力が需要を上回る状況になった場合、当社は、安定供給を維持するため、電力広域的運営推進機関が策定した指針に基づき、火力発電の抑制や揚水発電所の活用、四国外への送電等の措置を講じます。それでもなお供給力が需要を上回る場合には、太陽光発電等の出力制御を行う必要があります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更の件(2)

◆議案内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第40条 本会社は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を戒めとし、伊方発電所の3号機を廃炉にする。

◆提案理由

2011年3月11日、東日本大震災による福島第一原子力発電所の全電源喪失で、決して起こしてはならない事故が起きました。私たちは現在の科学技術をもってしても全く収束目処が立たない事故の状況を目の当たりにし、「原発は決して安全ではない」ということを身をもって経験しました。

だが、当社の経営陣は依然、伊方3号機の稼働について、S（安全性）＋3E（安定供給・経済効率性・環境適合性）の観点から必要と説明し、私たちへの「理解」を求めています。先の事故を経てもなお、まして事故時の被害も大きく、コストも高いプルトニウムを含む核燃料での再稼働を進める経営陣を、もはや私たち株主は支持することはできません。

震災から8年、未だ7町村が帰宅困難区域に指定され、4万3千人以上が避難を余儀なくされています。経営陣が廃炉にしないのであれば株主が行うしかありません。今こそ、私たち株主が、伊方3号機の即時廃炉を決定します。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

伊方発電所3号機につきましては、低廉で良質な電気を安定的にお届けするという当社の基本的使命の達成はもとより、事業経営の安定化と、将来を見据えた地球温暖化対策も含む事業戦略の展開のために欠かすことのできない重要な電源であり、当社といたしましては、さらなる安全性・信頼性の向上に向けた不断の取り組みを積み重ね、引き続き活用していきたいと考えております。

さらに、使用済燃料を再処理して回収されるプルトニウムを利用するプルサーマルにつきましては、原子燃料サイクルの推進に寄与するものであり、発電コスト全体に与える影響も小さいことから、当社といたしましては、今後とも、安全を最優先に継続してまいる所存です。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

第10号議案 定款一部変更の件(3)

◆議案内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第41条 本会社は、伊方発電所より半径30km圏内の全自治体と同一の原子力安全協定を結び、原子力発電所の運転及び廃炉作業には、同協定を締結している全自治体の承認を得るものとする。

2 同協定には、本会社独自の避難計画を明記する。

◆提案理由

伊方原発3号機差し止め棄却決定（高松高裁2018年11月15日）の「決定要旨」（神山隆一裁判長）は、①民間バス会社の協力の困難、②海路輸送能力の不足、③放射線防護施設の不足、の3点を挙げて「不十分である」と指摘しています。さらに「市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく」、「先送りにすることは到底許されるものではない」と強く迫っています。「住民の避難計画の作成等は、基本的には市町村の責務とされて」いるとはいえ、上記判断を、株主としてたいへん重く受け止めています。大規模自然災害や過酷事故に際し、当社が「知らぬ存ぜぬ」で済まされるはずはありません。とすれば、概ね半径30km圏内の「緊急時防護措置準備区域」の自治体と当社の避難計画を含んだ「原子力安全協定」を結ぶことは公益企業としての義務であり、責任です。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、伊方発電所周辺の安全確保と環境保全につきましては、立地町である伊方町および立地県であり県内自治体を代表する愛媛県との間で、発電所の建設当初から締結している安全協定が基本と考えております。

万一、原子力災害が発生した場合の避難計画を含む緊急時の対応につきましては、国および自治体を中心となって適切な対策を講じることとされており、伊方発電所周辺地域におきましても、国等により関係機関の具体的な緊急時対応がとりまとめられております。

当社といたしましては、今後とも、伊方発電所の運営にあたり、安全確保に万全を期すことはもとより、情報公開の徹底をはかり、幅広いご理解を得られるよう全力を尽くすとともに、国および自治体による原子力防災体制の充実・強化に、事業者として協力してまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

以上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

〈インターネットによる議決権行使について〉

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
（インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。）
2. インターネットによる議決権行使は、**2019年6月25日（火）午後5時20分まで**受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
3. インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
6. 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ① パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorerを使用できること。
 - ② 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種において、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能であること。
（スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能です）
が、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

（Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 0120-652-031（午前9時～午後9時、通話料無料）

〈議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について〉

管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含みます。）の皆さまにつきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内

会場 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

会場付近略図



会場には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用願います。